

熊本ベルエベル美容専門学校

履修等方針

目次

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. 履修認定について … P1 | 9. 休学・復学 … P3 |
| (1) 履修認定要件 | (1) 休学 |
| 2. 進級の認定 | (2) 復学 |
| (1) 進級要件 | 10. 退学・除籍 |
| 3. 卒業の認定 | (1) 退学 |
| (1) 卒業要件 | (2) 除籍 |
| 4. 成績 | |
| (1) 成績評価 | |
| (2) 総合(平均)成績 | |
| 5. 補習 … P2 | |
| 6. 追試験等 | |
| 7. 原級留置 | |
| 8. 処分について | |
| (1) 注意処分 | |
| (2) 訓告処分 | |
| (3) 警告処分 | |
| (4) 停学処分 | |
| (5) 退学処分 | |
| (6) 悪質な違反による処分 | |

1. 履修認定について

(1) 履修認定要件

- A. 学校の指定する教科科目の出席時数が授業時間数の8割5分を満たしていること。
- B. 学校が実施する学期末テスト(1学期・2学期実施)及び進級・卒業テスト(3学期実施)実施科目において100点満点中60点以上の合格点をとっていること。
- C. その他、授業への取り組み姿勢、確認テスト、レポート等の成績を加味し、進級又は卒業判定会議にて承認された科目について履修認定とする。

2. 進級の認定

(1) 進級要件

- A. 下記のa～dを満たした者で学年末の進級判定会議にて承認である者には進級を認める。
 - a. 全教科科目の出席時数が、学校の指定する入学から在籍学年末までの授業時間数の8割5分を満たしていること。
 - b. 学校が実施する、在籍学年次の学期末テスト(1学期・2学期実施)及び進級テスト(3学期実施)の全ての実施科目において100点満点中60点以上の合格点をとっていること。
 - c. 学習姿勢が良好と認められる者。
 - d. 所定の学費納入を完了した者。

3. 卒業の認定

(1) 卒業要件

- A. 下記のa～dを満たした者で最終学年末の卒業判定会議にて承認である者には卒業を認め、卒業時には卒業証書を授与する。
 - a. 全教科科目の出席時数が、学校の指定する全授業時間数の8割5分を満たしていること。
 - b. 学校が実施する、全ての学期末テスト(1学期・2学期実施)及び進級・卒業テスト(3学期実施)の実施科目において100点満点中60点以上の合格点をとっていること。
 - c. 学習姿勢が良好と認められる者
 - d. 所定の学費納入を完了した者

4. 成績(指標の設定)

(1) 成績評価

- A. 出席状況・授業への取り組み姿勢、学期末テスト、授業にて行う確認テスト、レポート提出の評価項目により各生徒の成績評価を行う。
 - a. 各授業科目の評価項目を100点満点で算出する。
 - ・算出後、評価項目ごとで算出された数値を平均化し、各科目の成績とする。(100点満点)
 - b. 評価は1学期末・2学期末・3学期末に実施する。

(2) 総合(平均)成績

- A. 1学期間中と2・3学期間中の、上記(1)成績評価で算出された各科目の成績を平均化し、各生徒の総合(平均)成績とする。
 - a. 1学期末と2・3学期末の年2回算出を行う。
- B. 各学科で総合成績による順位をつけ、下位4分の1に属する生徒に対しては「警告」を行う。

5. 補習

- (1) 進級・卒業の認定要件に満たない者の中で、校長が認めた者については補習授業を行うことがある。
 - A. 欠席理由が正当と認められ校長の許可を受けた者
 - B. 補習授業の実施日時及び時間数は学校の指定によるものとし、補習授業を受講することにより進級・卒業の出席時数を満たすことができる者

6. 追試験等

- (1) 学期末テスト及び進級・卒業テストで100点満点中60点以上の合格点に満たない教科科目については追試験を行う。
- (2) 学期末テスト及び進級・卒業テストに欠席した者で、やむを得ないと認められ校長の許可を受けた者は後日、本試験の受験を許可する。

7. 原級留置

- (1) 進級・卒業の基準に満たない者は原級留置とする。
- (2) 原級留置期間は1年間とする。

8. 処分について

- (1) 注意処分
 - A. 次に該当する者は注意処分とする。
 - a. 性行不良な者
 - b. 生徒としての本分に反する行為がある者
 - c. 学校の秩序を乱す者
 - B. 注意処分を受けた者は、始末書を提出する
- (2) 訓告処分
 - A. 注意処分を受けた後も本人に改悛の情が認められない場合は、訓告処分とする。
 - B. 訓告処分は指定の学習及び始末書を提出する
- (3) 警告処分
 - A. 訓告処分を受けた後も本人に改悛の情が認められない場合は警告処分とする。
 - B. 警告処分は指定の学習及び始末書を提出する
- (4) 停学処分
 - A. 警告処分を受けた後も本人に改悛の情が認められない場合は停学処分とする。
- (5) 退学処分
 - A. 停学処分を受けた後も本人に改悛の情が認められない場合は退学処分とする。
- (6) 悪質な違反による処分
 - A. 違反の程度がより悪質重大である場合は、初回であっても訓告警告、停学及び退学を適用する場合がある。

9. 休学・復学

(1) 休学

- A. 生徒が疾病、その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上に渡り欠席をする場合は、休学とし所定の届書に記入し、保護者等と連署のうえ診断書を添えて、校長の許可を受けなければならない。
- B. 休学期間は最長1年間を限度とする。
- C. その他、やむを得ない理由
 - a. 怪我により通学困難と認められる者
 - b. 家庭事情により居住地が変更となり通学が困難と認められる者
 - c. その他、経済的理由を除き、特別な事情と認められる者
- D. 休学年度の進級及び卒業は不可とし、次年度より同学年で在籍とする。

(2) 復学

- A. 復学は4月1日のみとし、期中の復学は認めないこととする。

10. 退学・除籍

(1) 退学

- A. 退学しようとするものは、所定の届出書に記入し、保護者等と連署のうえ校長の許可を受けなければならない。
- B. 退学の申し出後、退学届け発送の日から1か月を経て未だ退学届の提出がない場合、教職員会議を経て、校長が退学処分することができる。

(2) 除籍

- A. 次に該当する者は、教職員会議を経て校長が除籍する。
 - a. 休学の限度期間を超えて、なお復学できない者
 - b. 学費の納入を怠り、督促を受け所定の期日までに納入しない者
 - c. 生徒及び保護者等と音信不通となり郵送にて学業継続意思確認の通知を行い、それでも尚1ヶ月間音信不通であり学業継続意思がないと判断した者